

外国人労働者利用手順に関する労働移住大臣規程 2015 年第 16 号の改正に関する
労働大臣規程 2015 年第 35 号

唯一神のご加護により、
インドネシア共和国労働大臣は、

- a. 外国人労働者利用手順に関する労働大臣規程 2015 年第 16 号は労働事情の進展に合っていないため改正が必要であること、
- b. a を考慮し、外国人労働者利用手順に関する労働大臣規程 2015 年第 16 号の改正に関する労働大臣規程を定める必要があること、

を考慮し、

1. 労働監督に関する法律 1948 年第 23 号の全国での適用に関する法律 1951 年第 3 号 (官報 1951 年 4 号)
2. 労働報告義務に関する法律 1981 年 第 7 号 (官報 1981 年 39 号、官報追記 3201 号)
3. 労働に関する法律 2003 年 第 13 号 (官報 2003 年 39 号、官報追記 4279 号)
4. 経済特区に関する法律 2009 年第 39 号 (官報 2009 年 147 号、官報追記 5066 号)
5. 入国管理に関する法律 2011 年第 6 号 (官報 2011 年 52 号、官報追記 5216 号)
6. 通貨に関する法律 2011 年第 7 号 (官報 2011 年 64 号、官報追記 5223 号)
7. 地方政府に関する法律 2014 年第 23 号 (官報 2014 年 244 号、官報追記 5587 号)
8. 労働移住省で有効な非税国家収入の種類と料金に関する政令 2012 年第 65 号 (官報 2012 年 154 号、官報追記 5333 号)
9. 通行管理手数料と外国人労働者雇用許可延長手数料に関する政令 2012 年第 97 号 (官報 2012 年 216 号、官報追記 5358 号)
10. 外国人労働者の利用及び付き添い労働者の研修実施に関する大統領規程 2014 年第 72 号 (官報 2014 年 162 号)
11. 労働省に関する大統領規程 2015 年第 18 号 (官報 2015 年 19 号)
12. 法案、政令案、大統領規程案の制定と労働省における大臣規程案制定の準備手順に関する労働大臣規程 2015 年第 8 号 (官報 2015 年 411 号)
13. 外国人労働者利用手順に関する労働大臣規程 2015 年第 16 号 (官報 2015 年 964 号)

を鑑み、

以下を決定した：

外国人労働者利用手順に関する労働大臣規程 2015 年第 16 号の改正を定める。

第 I 条

外国人労働者利用手順に関する労働大臣規程 2015 年第 16 号 (官報 2015 年 964 号) のいくつかの規定を下記の通り改正する：

1. 第 3 条を削除。
2. 第 4 条と第 5 条の間に下記の通り第 4A 条を挿入する：

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第 4A 条

国内資本投資 (PMDN) 形態の TKA 雇用者は、コミサリス職にて TKA を雇用することが禁じられる。

3. 第 16 条を下記の通り改正する：

第 16 条

一時的業務のための RPTKA は下記の目的で供与される：

- a. 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したもの
- b. インドネシアにある支社において 1 か月を超える期間、監査、生産品質管理、或いは検査を行う
- c. 機械・電気の据付、アフターセールスサービス、或いは事業調査中の製品に関連する業務

4. 第 37 条を下記の通り改正する：

第 37 条

- (1) 各 TKA 雇用者は局長が発行する IMTA を有する義務を負う。
- (2) 海外に所在する取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバーは IMTA を保有する義務を負わない。
- (3) (1) 項に規定の IMTA 保有義務は、外交・領事職員として TKA を利用する外国国家代表事務所には適用されない。

5. 第 40 条(2)項の規定を削除し、第 40 条は下記の通りとなる：

第 40 条

- (1) 第 38 条 (1) 項 a に規定の DKP-TKA は、各 TKA に対し、1 ヶ月、役職あたり 100 米ドルと定め、前払いとする。
- (2) 削除。
- (3) 1 ヶ月に満たない TKA の雇用を行う TKA 雇用者は 1 ヶ月分の DKP-TKA を満額支払うことが義務付けられる。
- (4) (1) 項に規定の DKP-TKA 支払い書式には下記を記載する：
 - a. TKA 雇用者の名前
 - b. TKA の名前
 - c. TKA の役職
 - d. TKA 利用期間
 - e. 支払額
- (5) (1) 項に規定の DKP-TKA の支払いは、TKA 雇用者が大臣指定の政府系銀行の DKP-TKA 口座に払い込む。
- (6) (1) 項に規定の DKP-TKA は非税国家収入 (PNBP) である。

6. 第 46 条の規定を下記の通り改正する：

第 46 条

- (1) 一時的業務のための IMTA は下記の場合に供与される：
 - a. 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したもの

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- b. インドネシアにある支社において1か月を超える期間、監査、生産品質管理、或いは検査を行う
- c. 機械・電気の据付、アフターセールスサービス、或いは事業調査中の製品に関連する業務

(2) 一時的業務のための IMTA は最長 6 か月の期間で供与され、延長不可。

7. 第 66 条の規定を下記の通り改正する：

第 66 条

取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバーの役職でインドネシアに所在する TKA を雇用する TKA 雇用者は、管轄機関からの設立承認決定書及び/或いはその変更発行日以降、IMTA を保有する義務を負う。

8. 第 66 条と第 67 条の間に下記の通り第 66A 条を挿入する：

第 66A 条

技術と専門性の移転の枠組みにおけるインドネシア人労働者の付き添いに関する詳細規定は総局長決定で定める。

9. 第 11 章と第 12 章の間に第 11A 章、第 66A 条と第 67 条の間に第 66B 条を下記の通り挿入する：

第 11A 章 移行規定

第 66B 条

本大臣規程法制化時点において、外国人労働者利用手順に関する労働大臣規程 2015 年第 16 号に基づき下記に該当する DKP-TKA を支払い済みの TKA 雇用者は、差し戻し不可：

- a. 第 37 条(2)項に基づき海外に所在する取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバー
- b. 第 46 条(1)項 a に規定の工業品の品質とデザインの向上に向けた産業技術の適用とイノベーションのための育成、指導、訓練の実施やインドネシア向けの海外販売協力、第 46 条(1)項 c に規定の講演を行う、第 46 条(1)項 d に規定のインドネシアにある本社或いは代表事務所と行われる会議への参加、第 46 条(1)項 f に規定の外国人労働者の勤務能力のトライアル、第 46 条(1)項 g に規定の一度で完了する業務

第 II 条

本大臣規程は法制化の日から発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本大臣規程の法制化をインドネシア共和国官報に記載する。

2015 年 10 月 23 日、ジャカルタにて制定
労働大臣
M ハニフ ダギリ

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

2015年10月23日、ジャカルタにて法制化
法務人権省
法規総局長
ウィドド エカチャヤナ

インドネシア共和国官報 2015年 1599号

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。